

合併、株式取得等の届出・報告制度の見直し

参考資料7

現行の届出制度

- ・合併等は事前届出制であるのに対し、株式取得は事後報告制となっている
- ・米国・EUでは、株式取得について事前届出制を採用

- ・我が国の市場に対する影響の大きさからみて、本来届出が行われるべきであるような外国会社に係る企業結合が届出の対象となっていない

- ・いわゆる叔父甥会社間の合併等については、届出が免除されていない

見直しの方向性

- ・会社等の株式取得につき、合併等の他の企業結合と同様に事前届出制度とする

- ・我が国市場に影響を及ぼす外国会社に係る企業結合に関し、届出基準を見直す

- ・親子会社間及び兄弟会社間のみならず、いわゆる叔父甥会社間の合併等につき、届出を免除する